

令和6年度

1. 港湾・漁港工事仕様書

2-2-3-4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-2-12の規格に適合するものとする。

2-2-3-4 アスファルト用再生骨材

表2-2-12

表2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量	%	3.8以上
旧アスファルトの性状	針入度 l /10mm	20以上
	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下
骨材の微粒分量	%	5以下

[注1]

アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注2]

アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。

[注3]

アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注4]

アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注5]

骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。

[注6]

アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

[注7]

旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。

令和7年度

1. 港湾・漁港工事仕様書

1-1-1-5 ウィークリースタンス

監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。
ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

2-2-3-4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。

2-2-3-4 アスファルト用再生骨材

表2-2-12

表2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質

項目	目標値
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上
旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	20以上
骨材の微粒分量 %	5以下

[注1]

アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。

[注2]

アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13mm～0mm相当分を求めてもよい。

[注3]

旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注4]

骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法）により求める。

[注5]

アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

令和6年度	令和7年度								
	2-2-3-4 アスファルト用再生骨材 表2-2-13 表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><th>項目</th><th>目標値</th></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量 %</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量 %</td><td>5以下</td></tr></table> [注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13mm～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分類されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13mm～0mm相当分を求めてもよい。 [注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13mm～5mmと5mm～0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。 [注5] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量 %	5以下
項目	目標値								
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上								
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm	1.70以下								
骨材の微粒分量 %	5以下								

令和6年度

2-2-3-6 安定材

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

3-1-1-7 工事完成図書の納品

4. 電子成果品及び紙の成果品

受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」及び「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。
なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト（https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/）において公開している最新の「工事完成図書等に係わるDTD、XML記入例」を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。

3-1-1-7 工事完成図書の納品

4. 電子成果品及び紙の成果品

受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図3-2-2-1または、図3-2-2-2によらなければならない。
ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。

3-2-6-3 アスファルト舗装の材料

11. アスファルト安定処理の材料規格

加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-2-21、表3-2-22の規格に適合しなければならない。

3-2-6-3 アスファルト舗装の材料

11. アスファルト安定処理の材料規格

表3-2-21

表3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格

材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水 浸 膨張比 (%)
クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	—	—	50以下	2.0以下
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下

〔注〕水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。

令和7年度

2-2-3-6 安定材

瀝青安定処理に使用する瀝青材料（再生舗装工法における新アスファルトを含む）の品質は、表2-2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

3-1-1-7 工事完成図書の納品

4. 電子成果品

受注者は、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン」及び「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。
なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト（https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/）において公開している最新の「工事完成図書等に係わるDTD、XML記入例」を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。

3-2-3-25 銘板工

1. 一般事項

受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、緑についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図3-2-2-1または、図3-2-2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。

3-2-6-3 アスファルト舗装の材料

11. アスファルト安定処理の材料規格

加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-2-3-3 5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用）の表2-2-10鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。
また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-2-12針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-2-13圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。

3-2-6-3 アスファルト舗装の材料

11. アスファルト安定処理の材料規格

表3-2-21 削除

令和6年度		令和7年度
表3-2-22		表3-2-22 削除
表3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質		
旧アスファルトの含有量		% 3.8以上
旧アスファルトの性状	針入度	l /10mm 20以上
	圧裂係数	MPa/mm 1.70以下
骨材の微粒分量		% 5以下
[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。		
[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～30mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。		
[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。		
[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。		
[注5] 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103:2003骨材の微粒分量試験方法」により求める。		
[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。		
[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。		
3-3-4-3 被覆防食材料		3-3-4-3 被覆防食材料
3. 受注者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督職員の承諾を得なければならない。		3. ペトロラタム被覆に使用する保護カバーの材質は、施工に先立ち監督職員の承諾の得なければならない。

2. 品質の規格値及び施工管理基準

[illegible]

3. 港湾・漁港工事仕様書【北海道開発独自】

3-2-3-34 構造物打ち継ぎ目防水工（スプレー防水）

(6) 塗膜の一般物性は、下表の規格を満足するものとする。

項 目	単 位	規 格 値	測 定 方 法		備 考
比 重	25/25℃	0.95 以上	JIS K 7112		
硬 さ	shore A	80 以下	JIS K 7312	7	
引張強さ	N/cm ²	700 以上	JIS K 7312	5	
伸 び	%	350 以上	JIS K 7312	5	
引裂強さ	N/cm	300 以上	JIS K 7312	6	
接 着 性	N/cm	40以上	JIS K 6256に準拠	90ピール試験	対コンクリート

(7) 各塗膜の使用量は、下記を標準とする。

材 料	使 用 量
目地充填材	9.5kg/10m
防 水 塗 膜 (防水用スプレー)	27.5kg/10m (5.5kg/m ²)

プライマー、仕上り用塗料の標準使用量は 0.3kg/m^2 とする。

2. 品質の規格値及び施工管理基準

[illegible]

3. 港湾・漁港工事仕様書【北海道開発独自】

3-2-3-34 構造物打ち継ぎ目防水工（スプレー防水）

(6) 塗膜の一般物性は、下表の規格を満足するものとする。

項目	単位	規格値	測定方法	備考
引張強さ	N/cm ²	700 以上 (71.3kg f)	JIS K 7312-5	
伸び	%	350 以上	JIS K 7312-5	
引裂強さ	N/cm	300 以上	JIS K 7312-6	
一体性 (付着強さ)	N/mm	0.40 以上	JIS K 6256-2 (ピール試験)	いずれかの方法で確認し、それ以外の調査により実施する場合は、監督職員と協議すること。
	N/mm ²	0.70 以上	JIS A 6021 (建築防水基準)	

(7) 各塗膜の使用量は、下記を標準とする。

材料	使用量 (kg/m ²)
プライマー	0.2
防水塗膜	5.5
トップコート	0.2